

第8章 成績考査、進級及び卒業の認定

(成績考査)

第 26 条 成績考査は、学科試験及び実習並びに平素の成績により評定する。

(学科試験)

第 27 条 学科試験は、定期試験及び臨時試験の区分により学院長の定める学科目並びに実習について行う。

2. 定期試験は、学期末試験及び学年末試験とする。

3. 臨時試験は、学院長が必要と認めたときに行う。

(受験資格)

第 28 条 前条試験の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

(補 習)

第 29 条 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1以内であっても各学科及び実習にかかる出席時間数が歯科衛生士養成所指定規則に定める時間数に満たない者は、必要な補習を受けたうえでなければ受験することができない。

(合格点及び成績評価)

第 30 条 各試験の成績は1科目100点満点とし60点以上を合格とする。

学科試験の結果については、各学科試験の合計点をもとに成績一覧表(上位順)を作成し、進級・卒業の資料とする。

(再試験)

第 31 条 試験の成績が合格点に達しない者は、1回限り再試験を受けることができる。

2. 再試験を受けようとする者は、1科目につき700円を添えて再試験受験願(様式4号)を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

3. 再試験に合格した者の成績は、すべて60点とする。

(追試験)

第 32 条 病気その他止むを得ない理由によって定期試験を受けることができなかった者は追試験を受けることができる。

2. 追試験を受けようとする者は、医師の診断書もしくは試験を受けることのできなかった理由を証明するに足る証明書と共に1科目につき500円を添えて追試験願(様式5号)を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

3. 追試験の成績は2割の減点とする。

(進級、卒業)

第 33 条 進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況等について評定のうえ、教務委員会の議を経て学院長が行う。

2. 欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1をこえるときは進級又は卒業を認めない。

3. 前後期試験の再試験において不合格となった者は、年度末に行う進級・卒業認定試験を受けることができる。細部は別に示す。

(卒業証書)

第 34 条 本学院所定の課程を終了した者には、卒業証書を授与する。